

大気汚染防止法による

ばい煙発生施設に係る届出の手引

目次

- 1 ばい煙発生施設に係る届出
- 2 大気汚染防止法の届出対象となるばい煙発生施設
 - 記入例1 ばい煙発生施設設置届出書
 - 記入例2 氏名等変更届出書
 - 記入例3 承継届出書
 - 記入例4 使用廃止届出書

令和6年4月

横浜市 みどり環境局 大気・音環境課

1 ばい煙発生施設に係る届出

(1) ばい煙発生施設

工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙を発生する施設であって政令で定める施設（2～3ページ参照）を「ばい煙発生施設」といいます。

(2) 届出が必要な場合・届出をする時期

ばい煙発生施設の設置・変更等にあたり、届出が必要な内容を一覧にしました。内容により、届出時期が異なりますので、ご注意ください。

届出が必要な場合	届出書名称	届出時期	記入例
ばい煙発生施設の設置	ばい煙発生施設 設置届出書	工事着工の 60 日前まで	記入例 1 (4～8ページ) 添付資料 (10～11 ページ)
ばい煙発生施設の 構造変更・使用方法変更 ばい煙の処理方法の変更	ばい煙発生施設 変更届出書		個別にご相談 ください
法人の名称の変更・住所の変更 代表者の変更	氏名等変更届出書	事由発生後 30 日以内	記入例 2 (12 ページ)
工場・事業場の名称変更 住所表記の変更			
ばい煙発生施設の 譲り受け・借り受け	承継届出書		記入例 3 (13 ページ)
法人の相続・合併・分割			
ばい煙発生施設の廃止 (一部廃止も含む)	使用廃止届出書	記入例 4 (14 ページ)	

(3) 届出様式・提出部数

届出様式は、市ホームページからダウンロードできますので、必要事項を記入して提出してください。提出部数は**正副2部**です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/jorei/yousiki.html>

また、ばい煙発生施設の種類によっては、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の許可申請等が必要な場合がありますので、市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/jourei.html>

(4) 電気事業法等に関わる発電機等（常用、非常用）の届出

経済産業省 関東東北部 産業保安監督部 電力安全課（電話 048-600-0391~2）へ届出が必要です。

2 大気汚染防止法の届出対象となるばい煙発生施設

大気汚染防止法施行令別表第1で掲げる施設は次のとおりです。

	施設名	規模要件
1	ボイラー (吸収式冷温水発生機も含みます)	燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力 20 トン/日 燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用) 溶鉱炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用) 溶解炉	火格子面積 1m ² 以上 羽口面断面積 0.5m ² 以上
6	(金属の鍛練、圧延、熱処理用) 加熱炉	燃焼能力 50 リットル/時 以上 変圧器定格容量 200kVA 以上
7	(石油製品、石油化学製品、コールター ル製品の製造用) 加熱炉	
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔 触媒に 付着する炭素の燃焼能力	200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収 装置の燃焼炉	燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、溶解炉	火格子面積 1m ² 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造 用) 反応炉 (カーボンブラック製造用燃 料燃焼装置含)、直火炉	変圧器定格容量 200kVA 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造 用) 電気炉	変圧器の定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉含、 溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力 0.5 トン/時 以上 火格子面積 0.5m ² 以上 羽口面断面積 0.2m ² 以上 燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミ ウム製造用) 乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上

16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷凍装置	塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕) 反応炉	燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、 塩化水素吸収施設	塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用) 電解炉	電流容量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕) 反応施設、濃縮施設、焼成炉 溶解炉	燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上 変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	伝熱面積 10m ² 以上 ポンプ動力 1 Kw 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用 〔原料に燐鉱石を使用するもの〕) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	原料処理能力 80 kg/時 以上 火格子面積 1m ² 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含〕 鉛の管、板、線の製造用) 溶解炉	燃焼能力 10 リットル/時 以上 変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上 燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100 kg/時 以上
28	コークス炉	原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃焼能力 35 リットル/時 以上
32	ガソリン機関	

この表中「燃焼能力」とは、重油換算した燃焼能力です。

都市ガス 13Aの重油換算への算出方法は、計算方法A(9ページ)をご覧ください。

該当するもの以外は二重線で消してください

様式第 1

ばい煙発生施設設置 (使用、変更) 届出書

提出年月日を記入してください

(届出先)
横浜市長

令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

新設で名称が「仮称」の場合は、仮称で届出してください。名称確定後、「氏名等変更届書」で届出してください

所在地が「地番」で届出された場合、住居表示確定後、「氏名等変更届」で届出してください

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者
横浜市〇〇区〇〇町 1-1
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

大気汚染防止法第 6 条第 1 項 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項) の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

該当するもの以外は二重線で消してください

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇工場	※整理番号	
		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	横浜市〇〇区〇〇町 1-1	※施設番号	
		※審査結果	
ばい煙発生施設の種類	ボイラー	※備考	
ばい煙発生施設の構造	別紙 1 のとおり。		
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。		
ばい煙の処理の方法	別紙 3 のとおり。		

- 備考
- 1 ばい煙発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

連絡先	届出者の法人や事務所に勤務していて、届出に関する問合せに対応できる方の連絡先を記入してください。	〇〇 部 〇〇 課 〇〇 係 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 045-000-0000 (内線) 000
-----	--	---

・届出書の審査後、郵送物を送付する場合の送付先になります。
・こちらの方以外に送付をご希望される場合は、欄外に送付先を記載してください。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号		A-1	
名称及び型式		ボイラー（冷温水発生機） 〇〇社製△△型	
設置年月日		年 月 日	
着手予定年月日		令和3年 4月 1日	施設を設置する年月日 受理日以降60日後→61日目
使用開始予定年月日		令和3年 5月 1日	施設が本格稼働する年月日
規 模	伝熱面積 (m ²)	12.0	
	燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)	60 m ³ N/h (68.2 L/h)	計算方法Aを参照 (9ページ)
	原料の処理能力 (t/h)	ボイラーの場合は 記載不要	
	火格子面積又は羽口面断面積(m ²)		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		
	焼却能力 (kg/h)		
	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電流容量 (kA)		
	ポンプの動力 (kW)		
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		A-1					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時 ~ 18時 8時間/回 1回/日 25日/月					
	季節変動	なし					
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類	ボイラーの場合は 記載不要					
	使用割合						
	原材料中の成分割合 (%)			いおう分	鉛分		
	1日の使用量			カドミウム分	弗素分		
燃料又は電力	種類	都市ガス13A					
	燃料中の成分割合 (%)	灰分	いおう分	窒素分	灰分	いおう分	窒素分
	発熱量	10750 kcal/m ³ N					
	通常の使用量	40 m ³ N/h					
	混焼割合	専焼		計算方法Bを参照 (9ページ)			
排出ガス量 (m ³ /h)	湿り	最大 929	通常 619				
	乾き	最大 758	通常 505	計算方法Cを参照 (9ページ)			
排出ガス温度 (°C)		200					
排出ガス中の酸素濃度 (%)		5					
ばい煙の濃度	ばいじん (g/m ³)	最大 0.05 (O ₂ =5%)	通常 0.05 (O ₂ =5%)	最大	通常		
	いおう化合物 (容量比ppm)	最大	通常	最大	通常		
	カドミウム及びその化合物 (mg/m ³)	最大	通常	最			
	塩素 (mg/m ³)	最大	通常	最			
	塩化水素 (mg/m ³)	最大	通常	最			
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物 (mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	窒素酸化物 (容量比ppm)	最大 45 (O ₂ =5%)	通常 45 (O ₂ =5%)	最大	通常		
ばい煙量	いおう酸化物 (m ³ /h)	最大	通常	最大	通常		
参考事項	低NOxバーナー						

- 備考 1 原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記載に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

ばい煙の処理の方法

集合煙突の場合は、煙突の管理番号は同一
ばい煙処理施設ごとに排出ガス量等を記入

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		A-1-1		煙突の管理番号
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号		A-1		煙突に接続する ばい煙発生施設の施設番号
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式		単独煙突		
設置年月日		年月日		
着手予定年月日		令和3年4月1日		煙突を設置する年月日 受理日以降60日後→61日目
使用開始予定年月日		令和3年5月1日		煙突が本格稼働する年月日
処理能力	排出ガス量 (m ³ /h)	最大	929	
		通常	619	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	200	
		処理後		
	ばいじん (g/m ³)	処理前	0.05 (O2=5%)	
		処理後		
	いおう酸化物 (容量比ppm)	処理前		
		処理後		
	カドミウム及びその化合物 (mg/m ³)	処理前		
		処理後		
	ばい煙の濃度 塩素 (mg/m ³)	処理前		
		処理後		
	塩化水素 (mg/m ³)	処理前		
		処理後		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/m ³)	処理前		
		処理後		
鉛及びその化合物 (mg/m ³)	処理前			
	処理後			
窒素酸化物 (容量比ppm)	処理前	45 (O2=5%)		
	処理後			
ばい煙量	いおう酸化物 (m ³ /h)	最大	処理前	
			処理後	
		通常	処理前	
			処理後	
捕集効率	ばいじん			
	いおう酸化物			
	カドミウム及びその化合物			
	塩素			

ばい煙濃度の保証書の
数値を記載してく
ださい

(%)	塩 化 水 素		
	弗 素、弗 化 水 素 及 び 弗 化 珪 素		
	鉛 及 び そ の 化 合 物		
	窒 素 酸 化 物		
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等	8 時 ~ 1 9 時 11 時 間 / 回 1 回 / 日 25 日 / 月	時 ~ 時
	季 節 変 動	なし	
排出口の実高さ H_o (m) × 頂口径の内径 (m)		7.0m × ϕ 0.4m	計算方法Dを参照 (9 ページ)
補正された排出口の高さ H_e (m)		7.0m (陣笠有り)	
排 出 速 度 (m/s)		3.56	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さ H_e は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

	項目	計算方法（都市ガス 13A の場合）
A	重油換算	重油換算＝燃焼能力×（燃料の発熱量÷重油の発熱量） 都市ガス13A 発熱量10,750 (kcal/m ³ N)、重油発熱量 9,450 (kcal/L) 計算例：60×（10750÷9450）＝68.2 L/h （小数点2桁目を切り捨て）
B	湿り排ガス量	燃焼能力×湿り排ガス係数×21÷（21-〇2濃度） 【13A都市ガス 湿り排ガス係数 11.79】 計算例：60×11.79×21÷（21-5）＝929m ³ N/h （小数点1桁目を切り上げ）
C	乾き排ガス量	燃焼能力×乾き排ガス係数×21÷（21-〇2濃度） 【13A都市ガス 乾き排ガス係数 9.62】 計算例：60×9.62×21÷（21-5）＝758m ³ N/h （小数点1桁目を切り上げ）
D	補正された排出口の高さ	（1）陣笠が有る場合 排出口実高さ（Ho）と同じ高さとなります。 「陣笠有り」と明記してください。 （2）陣笠なしの場合 大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式で計算してください。 $He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$ $Hm = 0.795\sqrt{Q \cdot V} / (1 + (2.58/V))$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$ $J = (1/\sqrt{Q \cdot V}) (1460 - 296 \times (V/(T - 288))) + 1$ （これらの式においては、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表わします。） He 補正された排出口の高さ（単位 メートル） Ho 排出口の実高さ（単位 メートル） Q 温度十五度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒） V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒） T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）
E	排出速度	排出速度（m/s） ＝最大湿り排出ガス量（m ³ N/h）÷3600（s）×（273+排ガス温度）÷273 ÷排出口の断面積（m ² ） 排出口の断面積＝頂口径の内径半径×頂口径の内径半径×円周率 計算例：929÷3600×（273+200）÷273÷（0.2×0.2×3.14）＝3.56m/s

【主な添付書類一覧】

- 申請内容により、ここに示した資料の他にも必要、もしくは不要となるものがあります。
- 書類のサイズは、A4です。大きい場合は、折りたたんでください。
- 図面は、複数の内容を1枚の図面にまとめても構いません。
その場合は、内容が分かりにくくならないように注意してください。
- 記載内容が消えないように、油性ボールペン等の筆記用具で記入してください。

	添付書類名称	備考
1	届出内容の概要説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出理由等 ・ ボイラーの使用方法 ・ ばい煙の発生及びその処理方法の概要 ・ 生産工程の概要（フローシート等）等をまとめた説明書
2	案内図	事業所の場所がわかる案内図を添付してください
3	事業所の平面図	事業所の建物の平面図に、ボイラー、煙道、煙突等をカラーペン等でマーキングしてください 施設番号、施設名称、煙突番号を図面上に記入してください
4	ボイラーの配置図 (平面図、立面図)	ボイラーをカラーペン等でマーキングし、施設番号、施設名称を記入してください
5	ボイラーの構造図	ボイラーの構造図を添付してください
6	ボイラーの仕様書、 カタログ等	ボイラーの規模要件（バーナーの燃料の燃焼能力、伝熱面積、変圧器の定格容量等）が確認できるものを添付してください
7	燃料（13A都市ガス） の配管図	13A都市ガスの流量計の位置を明記してください 【注意】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流量計は施設ごとに設置してください 測定時に必要になります。
8	煙道図の平面図、立面図	ボイラーから煙突までの煙道を示す図面を添付してください 煙道の内径を明記してください
9	煙突の配置図、構造図	排出口の地上からの高さと同径が図面に明記してください。 排出口の実高さは形状により次のように考えます。 <div style="text-align: center;"> </div>

10	測定口の位置図	<p>ばい煙の測定口の位置及び大きさを明記してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定口の設置場所における煙道の内径を明記してください ・床面（もしくは地盤面から）から測定口までの高さを明記してください <p>〔注意〕測定口について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定口は、ボイラーごとに設置してください。 ・排出口が複数ある場合は、原則としてすべての排出口に測定口を設けてください。 ・測定口の位置は、煙道の曲り部分を避け、他の施設からの排出ガスが合流していない位置としてください。 ・測定口の大きさ及び形状は、原則として内径 100mm 程度のフランジとしてください。
11	ばい煙に関する計算書	<p>ばい煙量や排出ガス量等の計算書を添付してください。</p> <p>〔注意〕排出ガス係数について 都市ガス 13A の排出ガス係数は次の値を使用してください。 (湿り) $11.79\text{m}^3_{\text{N}}/\text{m}^3_{\text{N}}$、(乾き) $9.62\text{m}^3_{\text{N}}/\text{m}^3_{\text{N}}$ (いずれも残存酸素濃度 0%) これ以外の燃料については、排出ガス量の算定根拠を添付してください。</p>
12	排出ばい煙濃度の保証書	<p>窒素酸化物、ばいじんの排出ばい煙の濃度に関するメーカーからの保証書を添付してください。</p> <p>酸素濃度換算することが定められているものについては、ボイラーごとに定められた標準酸素濃度（例えば、ガス専焼のボイラーであれば 5%）で換算した排出濃度が分かるものを添付してください。</p>

○「設置届」、「変更届」については、届出が受理された日から 60 日間は工事に着手できません。

根拠法令：大気汚染防止法 第 10 条

（実施の制限）

第 10 条 第 6 条第 1 項の規定による届出をした者又は第 8 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

記入例 2

氏名等変更届出書

提出年月日を記入してください

(届出先)
横浜市 市長

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

横浜市△△区△△町1-2
〇〇株式会社
代表取締役 □□ □□

該当する法律を囲んでください

届出者

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、

大気汚染防止法第11条
(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び
第18条の36第2項において準用する場合を含む。)

- ばい煙発生施設
- 揮発性有機化合物排出施設
- 一般粉じん発生施設
- 特定粉じん発生施設
- 水銀排出施設

- ダイオキシン類対策特別措置法第18条
- 騒音規制法第10条
- 振動規制法第10条
- 水質汚濁防止法第10条

の規定により、
次のとおり届け出ます。

該当する施設に○をつけてください

変更の内容	変更前	法人住所 〇〇区〇〇町1-1 代表者 代表取締役 〇〇 〇〇	※整理番号	
	変更後	法人住所 △△区△△町1-2 代表者 代表取締役 □□ □□	※受理年月日	年 月 日
変更年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日		※施設番号	
変更の理由	本社移転のため 代表者変更のため		※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3 該当する法律ごとに届出書を提出すること。

届出に係る工場 又は事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇工場
所在地	横浜市△△区△△町1-2

連絡先	届出者の法人や事務所に勤務していて、 届出に関する問合せに対応できる方の 連絡先を記入してください。	〇〇部 〇〇課 〇〇係 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 045-000-0000 (内線) 000
-----	--	--

記入例 3

承 継 届 出 書

提出年月日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(届出先)
横浜市 長

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

届出 **横浜市〇〇区〇〇町 1-3**
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

該当する部分を囲んでください

- ばい煙発生施設
- 揮発性有機化合物排出施設
- 一般粉じん発生施設
- 特定粉じん発生施設
- 水銀排出施設
- 特定施設
- 有害物質貯蔵指定施設

に係る届出者の地位を承継したので、

- 大気汚染防止法第12条第3項 (第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)
- ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項
- 騒音規制法第11条第3項
- 振動規制法第11条第3項
- 水質汚濁防止法第11条第3項

の規定により、次の通り届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	横浜市〇〇区〇〇町 1-1	※受理年月日	年 月 日
〔施設〕の種類	ボイラー	※施設番号	
〔施設〕の設置場所	地下1階 ボイラー室	※備考	
承継の年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
被承継者	氏名又は名称	〇〇株式会社	承継元の法人名称と住所を記入してください
	住所	横浜市〇〇区〇〇町 1-1	
承継の理由	事業譲渡のため		承継の理由がわかる程度の簡単な理由を記入してください

- 備考
- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 3 該当する法律ごとに届出書を提出すること。

連絡先	届出者の法人や事務所に勤務していて、届出に関する問合せに対応できる方の連絡先を記入してください。	<p style="text-align: right;">〇〇部 〇〇課 〇〇係</p> <p>担当者氏名 〇〇 〇〇</p> <p>電話番号 045-000-0000 (内線) 000</p>
-----	--	--

使用廃止届出書

提出年月日を記入してください

(届出先)
横浜市 長

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

横浜市〇〇区〇〇町 1-1

届出者 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

該当するもの以外は
二重線で消してください

ばい煙発生施設（~~揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設~~）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設 </div> の別	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> ボイラー廃止の場合 </div> 「ばい煙発生施設」と記載してください。	※整理番号	
工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇工場	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	横浜市〇〇区〇〇町 1-1	※施設番号	
施設の種類の種類	大気汚染防止法におけるばい煙発生施設の種類 施行令別表第 1 の通りに「ボイラー」と記載	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 当該事業所に設置されたすべてのばい煙発生施設の廃止であるか、一部のばい煙発生施設の廃止であるかを分かるようにしてください </div>	
施設の設置場所	「ボイラー室」など 設置場所の名称	※備考	
使用廃止の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
使用廃止の理由	「老朽化のため」など理由を記入		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

連絡先	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">届出に関する問合せに対応ができる方を記入してください。</div> 〇〇 部 〇〇 課 〇〇 係 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 045-000-0000（内線）000
-----	--

- ・ ばい煙発生施設の一部廃止 ⇒ 「粒子状物質の排出量明細書」を添付してください
 なお、更新に伴う一部廃止の場合、市条例の「変更許可申請書」で届出されている場合は、窓口にてお伝えください。
- ・ 全部廃止 ⇒ 「粒子状物質の排出量明細書」の添付は不要です

案内図



横浜市 みどり環境局 環境保全部 大気・音環境課

令和6年4月発行

住所 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50の10 27階

Eメール mk-taiki@city.yokohama.lg.jp

電話 045-671-3843 F A X 045-550-3923

ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/>